

指宿市人事行政の運営等の状況の公告

指宿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年指宿市条例第178号）第6条の規定により、市職員の給与などの状況について次のとおり公表する。

令和8年6月25日

指宿市長 打越 明司

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 退職・新規採用等の状況 (単位：人)

令和7年4月1日 現在職員数	411	令和7年度 退職数	16	令和8年度 新規採用者数	10	令和8年4月1日 現在職員数	405
-------------------	-----	--------------	----	-----------------	----	-------------------	-----

(注) 「現在職員数」、「退職者数」及び「新規採用職員数」には、派遣中の職員を含めていません。

(2) 職員数に関する状況（各年度4月1日現在） (単位：人)

区分 部門		令和 7 年度 職員数	令和 8 年度 職員数	増減	区分 部門		令和 7 年度 職員数	令和 8 年度 職員数	増減
一般行政部門	議 会	6	6	0	特別行政	教 育	43	41	△ 2
	総 務	96	94	△ 2	公営企 業 等	小 計	43	41	△ 2
	税 務	28	27	△ 1		水 道	12	11	△ 1
	農 林 水 産	47	49	2		下 水 道	5	5	0
	商 工	41	39	△ 2		そ の 他	34	35	1
	土 木	36	36	0		小 計	51	51	0
	民 生	34	31	△ 3	総 計		411	405	△ 6
	衛 生	29	31	2					
	小 計	317	313	△ 4					

(注) 職員数には、指宿商業高等学校教員及び臨時職員を含めていません。

2 職員の人事評価の状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日までに おける運用	市		国	
	管理職	一般職	管理職	一般職
人事評価を実施した	○	○	○	○
評価結果区分の設定状況	上位，標準，下位	上位，標準，下位	上位，標準，下位	上位，標準，下位

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の 人件費率
6年度	千円 27,175,894	千円 654,394	千円 3,869,538	% 14.2	% 14.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 400	千円 1,638,525	千円 223,510	千円 688,348	千円 2,550,384	千円 6,376	千円 6,123

(注) 職員手当には、退職手当・退職手当負担金を含めていません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
指宿市	40.8 歳	324,390 円	52.2 歳	355,100 円
鹿児島県	43.0 歳	322,300 円	57.3 歳	319,200 円
国	41.9 歳	332,237 円	51.3 歳	294,567 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	52.3 歳	312,166 円

(4) 職員期末・勤勉手当の状況（令和6年度支給割合）

区分	指 宿 市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.50	2.10	2.50	2.10
加算措置の状況	職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		職務上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	

(5) 退職手当（令和7年4月1日現在）

指 宿 市			国		
(支給率)	自己都合	応募・定年	(支給率)	自己都合	応募・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他	定年前早期退職特例措置あり（3～45%）		その他	定年前早期退職特例措置あり（3～45%）	

(6) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20 %	0 人	20 %
大阪府大阪市	16 %	0 人	16 %
福岡県福岡市	9 %	0 人	9 %

(7) 特殊勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	4,735千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	118,375円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	9.3%
手当の種類（手当数）	9
手当の名称	防疫手当、福祉手当、行旅病人及び行旅死亡人取扱手当、徴収手当、国土調査業務手当、用地交渉等手当、火葬場業務手当、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当

(8) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	59,363 千円
職員一人当たり平均支給額	158 千円

(9) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員一人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	子 11,500円 妻 3,000円 子・妻以外 6,500円 扶養親族のうち16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子一人につき5,000円加算	同じ	—	48,759千円	232,185 円
住居手当	借家 支給限度額28,000円	同じ	—	36,816千円	239,064 円
通勤手当	交通機関利用者 支給限度額55,000円 交通用具利用者 支給限度額13,500円	異なる	距離区分に上限有	18,255千円	63,606 円
管理職手当	部長級47千円・課長級38千円・参事級30千円	異なる	金額	19,737千円	459,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日等又は平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合に支給 勤務1回につき6,000円（6時間を超える場合9,000円）	同じ	—	295千円	10,172 円

(10) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等			期末手当
		減額前	減額後	類似団体における最高／最低額	
給料・報酬	市長	812,000円	690,200円	985,000円／391,500円	(令和6年度支給割合) 6月期 1.65月分 12月期 1.70月分 計 3.35月分
	副市長	635,000円	590,550円	790,000円／420,000円	
	議長	388,000円	—	545,000円／230,000円	
	副議長	310,000円	—	475,000円／200,000円	
	議員	286,000円	—	442,000円／180,000円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	標準の勤務時間等
勤務を要する日	毎週月曜日～金曜日（週5日間） ※祝日及び12月29日～1月3日を除く
1日当たりの勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩時間：正午～午後1時）
1週間当たりの勤務時間	38時間45分

(2) 休暇制度

休暇の種類	内容	取得実績
年次有給休暇	1年につき20日。前年に未使用日数がある場合、最大20日を翌年に繰越。	平均11.29日/人
介護休暇	3回を超えず、通算して6月を超えない範囲	0人

（注）上記以外に、病気休暇・特別休暇等があります。

5 職員の休業に関する状況

休業の種類	内容	取得実績	
育児休業	子が3歳に達する日まで	男性職員	5人
		女性職員	19人
部分休業	子が小学校就学の始期に達するまで。1日2時間以内。	男性職員	0人
		女性職員	18人

6 職員の分限及び懲戒処分状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

処分内容			処分内容		
処分者数			処分者数		
分限 処分	免職	0人	懲戒 処分	免職	0人
	降任	0人		停職	1人
	休職	4人		減給	0人
	降給	0人		戒告	0人
	失職	0人			

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条の規定により、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

このサービスの根本基準を実行するため、職員には地方公務員法の規定により次のような職務上の義務があります。

法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為等の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限

8 職員の退職管理の状況

市では、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

9 職員の研修の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

研 修 名	研修者数	研修内容
鹿児島県市町村振興協会等	117人	一般研修・特別研修等
市単独研修	337人	健康管理講演会・新規採用職員研修等

10 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

(1) 職員の健康診断

受診名	回数・種類	受診者数
レントゲン撮影	1回／年	226人
職場健康診断	1回／年	229人
人間ドック	1日・2日・脳	166人

(2) 公務災害補償の状況

加入団体名	災害件数	災害の概要
地方公務員 災害補償基金 鹿児島県支部	2件	右肩関節及び頸椎捻挫 頭部打撲

11 障害者である職員の任免に関する状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員の数	障害者数	障害者 実雇用率	法定雇用率
741.5人	21人	2.83%	2.8%

（注1）「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」は、会計年度任用職員も含んでおり、短時間勤務職員（週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員）については、1人の任用をもって0.5人とカウントしています（週の所定労働時間が20時間未満勤務の職員は算定対象外）。

（注2）「障害者数」は、重度心身障害者については1人を2人に相当するものとしてカウントし、短時間勤務職員を0.5人に相当するものとしてカウントしています。

12 その他

- (1) 勤務条件に関する措置の状況 なし
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況 なし